

チッソ総会は無効

水俣病を
告発する会
弁護士ら取消し訴え

【大阪】水俣病の企業責任を追及する「一株運動」が展開された昨年十一月二十八日のチッソ会社（江頭豊社長）の第四十二回定時株主総会の決議方法は商法違反だ

一と二十二日、「水俣病を告発する会」の後藤孝典弁護士ら二十八人が決議取り消しの訴えを大阪地裁に起こした。

訴えによると、この株主総会では四十五年四月一日から同年九月三十日までの第四十二期営業報告書、貸借対照表、損益計算書などが賛成多数で原案通り可決され

た、と会社側は公表した。しかし、当日消防法を理由に約五百人の株主を会場の大阪厚生年金会館（大阪市西区）から不当に締め出した。

会場の後部にまだ約二百人がすわれる空席があったのに入場制限したのは、商法二四一条一項で認められている株主権の行使を制限するものだ。

また会場外の株主が全部はいれなかったとしても、事前に「東京・水俣病を告発する会」が二千人の株主が出席するのを申し出てい

たのに小さな会場しか用意せず、そのうえ「会社側株主」を裏口から先に入場させたのは総会招集手続きとしてきわめて不公正だ。

さらに後藤弁護士が総会中に①貸借対照表の剰余金のうち退職給与積み立て内金六億四千万円を水俣病補償積み立て金とする②当期未処分利益のうち三億円を水俣病対策積み立て金とする—という具体的修正動議をだしたのに取り上げられず、株主の正当な議決権が侵害された。